

社会民主主義 フォーラム

全国 通信

No. 53

2023年
10月26日

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-6-9

DIK麹町ビル704号室

TEL : 03-6272-8135

FAX : 03-6272-8136

Mail : forum-cho@iaa.itkeeper.ne.jp

第1回政治セミナー 辻元清美参議院議員

27年間、現場で論争し憲法を守ってきた

社会民主主義フォーラムは10月5日、議員会館において第1回秋期政治セミナーを開催し、参議院憲法審査会委員でもある辻元清美参院議員から「憲法をめぐる情勢と課題」と題して講演を頂きました。改憲反対のたたかいに問われる構えと中味について熱く提起していただきました。（文責は編集者にあります）

10月に2回あった 人生の大きな転機



10月になると人生の転機となった二つのことを思い出します。一つは1996年10月です。27年前ですが当時土井たか子さんは、小さくなった社民党ですが灯は絶やさないと、10月1日に私は呼び出され「腹をくくってくれ」と言われました。「やります」とお伝えし、8日から選挙、小選挙区制での初めての選挙で当選しました。その時に土井さんが二つのことをおっしゃいました。一つは女性議員が少ないので若い女性議員を増やしたいということ、もう一つが憲法を守りたいということです。まだ女性議員が少ないので最初の約束は守れていませんが、憲法についてはこの27年間、様々な危険な動きがありましたが変えられなかった。これをまず皆さんと確認しあいたいと思います。

当時自社さ政権でしたが、沖縄の特措法を強行に通したことで、社民党は閣外協力を解消しました。その途端に自民党が作ったのが憲法調査会です。25年前です。自社さ政権の時、何で自民党と一緒にやらなきゃダメなのかと土井さんにぶつぶつ言っていました。その時土井さんは、憲法を守るためだと。「政権にいる限り、数が少なくても憲法には指一本触れさせないか

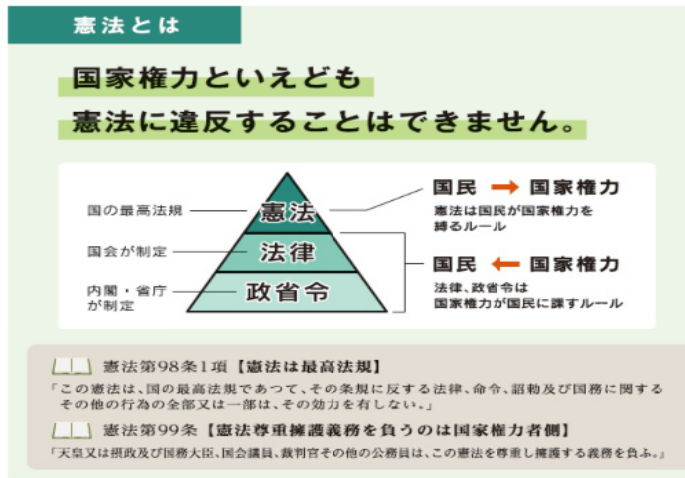
ら、私は我慢してんのよ」と土井さんは言っていました。それを聞いて、私たちは歯を食いしばって頑張って自民党ともやってたんです。

そして連立が終わったときすぐに、待ってましたばかり自民党は憲法調査会を立ち上げました。その時から国会に憲法を正式に議論する場が設置されました。まず衆参に憲法調査会が立ち上がり、その次が憲法審査特別委員会そして今憲法審査会へと。この25年間で3つの審査会や委員会でご名前を変えながら進められてきました。憲法審査会立ち上げの時は審議不十分の中で自民党が強行採決という形を作り、立ち上げたとしても動かさない、動かせないようにしようと頑張り、2年ぐらい立ち上がりませんでした。安倍政権になって結局立ち上がりましたが、結果的に選挙に負けて動きませんでした。次の福田さんも麻生さんもやる気がない。そして政権交代となるんですが、その後もう一度安倍政権が誕生します。

その第2次安倍政権の時に、いきなり本会議場で憲法96条を変えたいと言い始めたんです。96条には憲法改正原案を作るには三分の二以上の賛成が必要だと書いてありますが、これを二分の一に変えたいということです。これは危ないと、私たちは立憲フォーラムと



いう議員連盟を設立しました。この時に初めて立憲という言葉が出てきます。実は立憲フォーラムという名前をつけたのは私ですが、そこから市民の皆さんと一緒に運動を始めることになりました。



憲法は、主権者である国民が自分の権利や自由を守るため、
国家権力の行使のあり方を決めたルールです。

もう一つの10月の節目が2017年10月、前原さんが小池百合子さんに騙され民進党が分裂した時です。不思議な話ですが10月1日の朝方、土井さんの声が聞こえたんです。うとうとしているときに「清美さんだめよ、あんたやるっきゃないわよ」と。自分たちの政党をつくらなきゃと、枝野さん、長妻さん、近藤さんなどが集まり、もう一度前原さんを説得してダメだったら立憲主義を守る政党をつくろうということになりました。一週間後に選挙が控えていました。その後で枝野さんに電話して、「立憲民主党にしよう」と言ったのを覚えています。ですから10月というのは私にとって大きな転機となるのですが、いずれも憲法や立憲主義を守るための本当に大きな転機でした。27年間、憲法は一字たりとも変わっていません。これをまず皆さんと確認したいと思います。

憲法変えないと守れない というものはない

しかし何回も危機がありました。96条もそうですし、今は4項目といわれています。でも市民の運動と国会の中のとたかひで変えさせていないというのはとても大きいと思います。なぜこれまで何度も危機があったのに変わらずにきたのか。それは変える必要がないからで、これが究極の理由です。憲法のこの条文を変えないと自分たちの生活が脅かされる、そうした声も事実もないのです。

よく超党派で憲法についての調査でヨーロッパなどに行きます。どこの国でも時の権力者や政府が強引に改正すると失敗しますよと言われます。自民党の中谷さんが、日本では自衛隊を憲法に明記するというこ

とが一つの焦点になっていると、自慢して言いました。するとE Uの幹部が、自衛隊を書き込んだら何か変わるんですかと聞いてきました。中谷さんは何も変わりませんが書き込まなければなりませんので、と答えたわけです。するとE Uの方が、変えても何も変わらないのなら意味がない、変えても意味のないものを変える必要は何もないのですとおっしゃいました。変えても何も変わらないものを国民投票にかけて、どんな判断を国民にしてもらうんですかということなのです。

調査会でそのことを報告します。E Uに行って、9条変えると言ったけど、そんなの意味ないんじゃないかと一蹴されたのではないですか、そうですね、中谷さんと。中谷さんは、それは国によって違うからなどとおかしなことを言ってましたが。そういう議論をやって、自民党の主張を今度はこっちが上書きしていくということを憲法論議の現場でやってきたんです。維新が教育の無償化を憲法に書き込むというから、民主体制時は憲法を変えなくても高校授業料の無償化は実現できた。大学まで無償化したいのなら、今すぐ法律つくってやりましょうよ。予算をつけて今すぐやったらいいんじゃないですかと繰り返してきました。そういう議論をずっとやってきたのがこの25年間だったのです。

立憲民主党的論議ポイント

- 1 立憲主義に基づき権力を抑制し、国民の権利の拡大に寄与する。
- 2 少数者の権利保障という立憲民主主義の本質にかなっているか。
- 3 憲法の規定より、規定がないことで、具体的な不合理的な支障があるか。
- 4 法律ではなく憲法を改正しないと実現しないことか。

検討が必要なテーマ？

たとえば…

- 選挙制度の改革**
 - 憲法に規定があるのに、野党が臨時国会の召集を求めず、議院は閉じようとする。
 - 憲法第75条【裁判官の任期】
 - 憲法第76条【裁判官の任期】
- 内閣の組織**
 - 憲法第65条【内閣の組織】
 - 憲法第66条【内閣の組織】
- 知る権利**
 - 憲法で知る権利が保障されているのに、政府の虚偽報告や隠蔽（いんべい）が繰り返されている。
 - 憲法第21条【表現の自由・知る権利】
 - 憲法第22条【表現の自由・知る権利】
- 地方自治**
 - コロナ対策も自治体は実施している。もって地方の権限を強化して、市民の声を反映してもらいたい。
 - 憲法第22条【自治体の組織】
 - 憲法第23条【自治体の組織】

安保法制のたたかひがありました。最初はなかなか盛り上がらなかった。ところが途中から急に火がつかしました。なぜかといえば憲法審査会で3人の憲法学者による参考人質疑を行いました。安保法制は憲法違反かどうかという質問に、自民党の推薦した憲法学者も含めて3人とも憲法違反だと答えたのです。これは大問題だと自民党を追及しました。そこから自民党が抵抗し始め憲法審査会を開かなくなりました。よく野党が憲法論議を止めていると言われてきましたが嘘です。止めてきたのは自民党で2年間開きませんでした。筆頭理事の森英介さんは「僕の役割は憲法審査会を開かせないことだ」と私に言いました。数日後に安保の特別委員会で菅官房長官に、安保法制が合憲だと言っておられる憲法学者は何人いるのかと質問しました。そしたら3人いると答えました。たった3人です。そのあたりから一挙に運動が広がっていきました。

その後立憲民主党で私は国対委員長になりますが、安倍総理は任期中に憲法を変えたいとすごく攻撃を強めてきました。審査会を開け開けと新しく筆頭理事となった中谷さんも何度も言ってきました。私は開くのならもう一度あの時に巻き戻して、憲法審査会で安保法制が憲法違反かどうかから議論を始めるのが筋だろうと主張してきました。私は森さんに、開かせないのが僕の役割だと言ったじゃないですか、そこに戻してやってくださいよと迫ってきました。ですから国対委員長になったとき、今度は2年間こっちが開かせなかったんです。これが流れなんです。

それから自民党はこう言いました。9条の会が怖いと言ったんです。全国各地に9条の会が地域に、職業別にとか立ち上がっていったんです。ですから私は、自衛隊を憲法9条に書き込み、それで国民投票したいんだったら、勝つ自信はあるのかと聞きました。安倍総理にも直接質問しました。自衛隊を書き込んで否決されたら自衛隊は違憲になるのかどうなのか。これで勝負をかけて国民投票で否決されたら、あなたの大好きな自衛隊の権威が落ちるんじゃないのと迫りました。安倍さんは苦し紛れに何か言っていました、やれるならやってみなさいよ、どうなるか分からないわよって。こちらも腹くくって対峙してきました。

そんな中で岸田政権になりました。岸田さんの怖いところは、安倍さんもやれなかったことをやりたいという野望があることです。それで防衛費の増額や原発の増設などへ突き進んでいきます。彼も任期中に憲法改正を成し遂げたいと発言しています。来年の9月までが任期中だということなら、この臨時国会で憲法



改正原案みたいなものがある程度まとめて、そして来年の国会で三分の二の多数を確保し発議することしかありません。これはいくらなんでも無理だと思います。

ただ、今の立憲含めて色んな意見があり、党内の議論でも頑張りどころを迎えています。昨年敵基地攻撃の話が出て、安保の文書をまとめる時も相当な議論が必要でした。党内でしっかり議論しつつ政治の現場でたたかうという二つの課題があります。変な方向に行かないように、そこにも目を光らせないといけません。

今できることをやらないで 憲法改正はおかしい

ところで憲法への対応については衆議院と参議院で大きく違います。私は参議院に行ってびっくりしました。参議院は憲法9条の話なんかしないんです。まあ時々山谷えり子さんなんかしますが、参議院の議論はもっぱら合区の問題です。憲法で一票の格差が問題になってきて、だから合区とされてきたんですが、この合区解消が一つの論点になっています。それからもう一つは緊急事態時の参議院の緊急集会のあり様という問題です。緊急事態の時は参議院だけではダメで衆議院が必要。だから憲法を変えたいと、衆議院中心に言っていますが、参議院にもプライドがあります。

だいたい、安倍さんは憲法の何を改正したかったのか、予算委員会で私は質問をしました。憲法は二分の一で改正できるよう最初は96条を取り上げた。96番という背番号のユニフォーム作り始球式までやった。ところが、雲行きが悪くなってきたら自衛隊だと。そして東日本大震災やコロナが起きたら、緊急事態だと言い出しました。結局変えられるのなら何でもいい。そんな感じです。

**立憲民主党が考える
自民党改憲4項目の
ここがおかしい！**

1 今の9条に 自衛隊の規定を 追加しても 今とあまり変わらない？ ➔ 自衛隊の規定を単に加えると、まったく違う憲法になります。「後法は前法に優越する」ので今の9条1項2項は効力がなくなります。 ➔ 違憲の法律を、後付けの改憲で合憲とすることを許したら憲法の趣旨を損ないます。	2 緊急事態対応の 規定を 新設しないと 対応できない？ ➔ いいえ。今の法律でも緊急事態での対応は可能です。 ➔ 政府に無制限に権力を与えることを認めてしまえば、憲法の意味がなくなります。
3 当時の自民党が 法律で無理やり決めた 合区を 今度は憲法で解消する？ ➔ 2015年、4県だけを合区にする法案を強行に成立させたのは自民党。 ➔ それを憲法改正して合区解消というのは筋が通りません。	4 憲法改正して 教育の無償化を 実現？ ➔ 立憲民主党も教育の無償化実現を目指しています。 ➔ 国際人権規約A規約13条2(b)及び(c)の留保を撤回したので、政府は中等教育及び高等教育の漸進的無償化を実現する法的義務を負っています。 ➔ 憲法を改正しなくても教育の無償化は実現できます。



東日本大震災の時、政府の権限強化に反対の声を上げたのが被災地の自治体の長です。あの時の教訓は、各自治体の首長の権限強化であって、国が何でもできる政令を出せるなどと権限を強めることは、復旧・復興の妨げになるということです。コロナはどうでしたか。政府の権限を強めたらワクチンを早く打てましたか、自宅療養者の死者数を減らせたでしょうか。日頃の医療体制が整っていなかったから、保健所だって人をどんどん減らして対応できなかった。だから政府の権限強化ではない、違うだろうと主張しています。

今、緊急事態条項を作り、衆議院議員の任期延長と政府の権限強化という二本柱で攻めてきています。各党の主張をまとめた資料をお配りしていますが、緊急政令、緊急財産処分についての公明党の主張を見てください。不要となっています。公明党も不要ということで反対しており、与党も足並みが乱れているということがあります。

緊急事態とは、大災害、感染症、それから戦争ということです。しかしこれらは今ある法律、例えば災害対策基本法、新型インフルエンザ等特措法、そして武力攻撃事態に関する法律にすでに条項があります。全部同じ文言で、災害対策基本法の109条で言えば、「国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる」と書かれています。憲法を変えなくとも、政令を定めることができると、すでにそういう条項があります。

であるのなら、これらの非常事態が襲い掛かってきたときに、何の政令をつくるんだというのではなく、日頃からここを豊富化していくことが大事で、こんな事態が想定されるからこういう政令をあらかじめ準備

していく、こうした姿勢が大切になります。今参議院の憲法審査会などで自民党に突き付けているのが、緊急事態の時に出不さなければならぬ政令で、しかも憲法を改正しないと出せないという政令があるというのなら、2〜3事例をあげてくれということです。しかし今日に至っても出てきていません。これを出さない限り前に進みませんよと私は言っています。

衆議院のほうは毎週開き、与党と維新と国民民主で勝手に見解をまとめています。これも憲法審査会の建付けからいうと間違った方法です。中山太郎さんが会長だった頃は、委員は全員が対等だという原則で、憲法改正原案を作る時は各党の案などは出してはダメだと。この場で議論をして、この点を変えなくてはということがあるのならこのメンバーで原案をつくらなきゃダメだと。当時はそういう原則を尊重しながら運営されてきました。

臨時国会が始まります。解散総選挙も取り沙汰されていますが、総選挙で立憲民主党が野党第一党の地位を確保しないと歯止めなく強行に改憲の方向に流されかねないと危惧しています。維新が野党第一党になったら必ず改憲に向かいます。少なくとも野党第一党が賛成しないのに強行するのはおかしい、それはできないよねというのは、かろうじて歯止めとしてあると思います。ですから次の総選挙はとても大切です。そのために何としても総選挙を勝ち抜く。力を合わせて頑張りましょう。

●●自治体選挙の結果●●

10月22日に投開票された宮城県議会議員選挙では、立憲民主党公認で新人のかっち恵さん(写真)、同推薦のくまがい義彦さん(現6)の2名が当選しました。かっちさんは岸田清実さんの議席を守りました。この選挙で立憲民主党は公認候補が全員当選し、9人から10人へと議席を伸ばしました。

